

## 健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会設置要綱

### （目的）

**第1条** 健康福祉部が所管する公の施設に係る指定管理者（候補者）の選定を公平かつ適正に実施するため、健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

### （所掌事務）

**第2条** 選定委員会は、千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年千葉県条例第二号）第3条の規定により最も適当な指定管理者の候補者を選定するため、次の各号に掲げる事務を行う。

（1）審査基準（審査項目、審査内容及び配点）の策定

（2）指定申請の内容に係る審査及び評価

2 前項各号の事務を行うに当たっては、原則として外部の有識者等に意見を求めるものとする。

### （組織）

**第3条** 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

### （委員長）

**第4条** 委員長は健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が委員のうちから指名した者がその職務を代理する。

### （委員）

**第5条** 委員は別表の職にある者をもって充てる。

2 委員に事故あるときは、当該委員の指名した者が、その職務を代理することができる。

### （会議）

**第6条** 選定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の議長は、委員長をもって充てる。

4 委員長及び委員は、自らが選定委員会の審査を受ける団体の役員であるときは、当該審査に関する議事に参与することができない。

5 選定委員会は、第2条の規定による事務を遂行するため必要があるときは、関係者に説明を求めることができる。

### （事務局）

**第7条** 選定委員会の事務局は、健康福祉政策課が行う。

### （雑則）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則  
この要綱は、平成十七年七月十二日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成十七年十一月二十九日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十年五月八日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十一年三月十六日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十五年三月二十七日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 別 表

保健医療担当部長

健康福祉部次長

健康福祉政策課長

健康福祉指導課長

児童家庭課長

高齢者福祉課長

障害者福祉推進課長

障害福祉事業課長